

改正

平成15年6月24日規則第86号
平成17年3月4日規則第11号
平成17年9月30日規則第131号
平成18年9月15日規則第97号
平成20年7月29日規則第70号
平成26年8月1日規則第83号
平成27年4月1日規則第34号
平成29年6月23日規則第55号
平成30年11月16日規則第74号
令和元年10月8日規則第29号
令和3年7月9日規則第45号
令和5年7月14日規則第94号

高知県土地基本条例施行規則をここに公布する。

高知県土地基本条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県土地基本条例（平成13年高知県条例第53号。第22条第2項及び第26条並びに別表第1を除き、以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(土地の区画形質の変更)

第2条 条例第15条第1号の規則で定める土地の区画形質の変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 道路、水路等の新設、付け替え、廃止等による区画の変更
- (2) 切土、掘削若しくは盛土、土、岩石、砂利若しくは鉱物の採取又は樹根の採掘、土地の開墾等による土地の物理的形狀の変更
- (3) 土地の現況地目の変更

(開発区域の面積)

第3条 条例第17条第1項の開発区域の面積とは、開発行為を行おうとする総計画面積をいう。

(開発計画の協議を要しない開発行為)

第4条 条例第17条第1項第1号の規則で定める公的な団体は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (2) 独立行政法人水資源機構
- (3) 国立研究開発法人森林研究・整備機構
- (4) 前3号に掲げるもののほか、これらに類する団体で知事が公的な団体であると認めるもの

2 条例第17条第1項第2号の規則で定める公共の利益となる開発行為は、次に掲げるとおりとする。この場合において、第1号から第3号までに掲げる開発行為の区分のうち2以上の区分に該当する開発行為にあつては、該当する区分の全てに規定されている開発行為でなければならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項及び第2項に規定する開発行為（以下「宅地開発」という。）にあつては、同条第1項第3号に規定する開発行為
- (2) 森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項に規定する開発行為（以下「林地開発」という。）及びこれに類する開発行為にあつては、同項第3号に規定する開発行為
- (3) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項に規定する開発行為及びこれに類する開発行為にあつては、同項第11号に規定する開発行為
- (4) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第5条第1項の事業の実施に伴う開発行為
- (5) 非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が公共の利益となる開発行為であると認めるもの（開発計画書及び協議後開発計画書）

第5条 条例第17条第3項及び第21条第2項の開発計画書及び協議後開発計画書は、別記第1号様式によるものとする。

2 条例第17条第3項及び第21条第2項の規則で定める図書は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業者が法人である場合は法人の登記事項証明書、定款等及び直近の3事業年度の決算書類、事業者が個人である場合は事業の実績を示す書類及び直近の3年分の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第37号に規定する確定申告書の控え
- (2) 事業者の資金計画において借入金等がある場合は、借入先の融資証明書等
- (3) 開発区域の位置図（縮尺5万分の1以上）
- (4) 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条第1項の地図の写し又は法務局が保管している旧土地台帳法所定の土地台帳附属地図の写し（面積、地番、地目及び所有者名を明示するとともに、開発区域を朱線で囲み、里道、水路及び堤をそれぞれ赤色、青色及び茶色で着色すること。）

- (5) 開発区域の現況図（縮尺5,000分の1以上）
- (6) 土地利用計画図（縮尺1,000分の1以上）
- (7) 計画平面図及び計画断面図（縮尺1,000分の1以上）
- (8) 排水系統図（縮尺1,000分の1以上）
- (9) 用水系統図（縮尺1,000分の1以上）
- (10) 構造図（縮尺100分の1以上）（防災施設、道路、河川、水路、橋、擁壁、山留め等）
- (11) 現況写真
- (12) 開発計画の態様により、経営計画書、施設整備計画書及び雇用計画書
- (13) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める図書

3 条例第17条第3項第7号及び第21条第2項第7号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事を請け負う者の氏名又は名称及び住所
- (2) 開発区域の土地に対する法令の規定による指定等の状況
- (3) 開発区域の土地に対する権原取得等の状況
- (4) 開発行為の場所を選定した理由
- (5) 安全対策及び防災対策の概要
- (6) 開発行為の着手及び完了の予定年月日
- (7) 開発区域周辺の公共施設の状況
- (8) 資金計画

4 第1項の開発計画書及び協議後開発計画書の提出部数は、それぞれ正本及び副本各1部とする。

この場合において、当該開発行為により直接の影響が及ぶ地域が2以上の市町村にわたるときは、副本の部数は、当該市町村の数から1を減じた数を増すものとする。

（説明計画の届出手続）

第6条 条例第18条第3項の規定による説明計画の届出は、別記第2号様式によりするものとする。

（議事録の作成）

第7条 事業者は、説明計画による開発計画の説明等の実施後遅滞なく、議事録を作成しなければならない。

2 前項の規定による議事録は、開発計画の説明等の場に参加した開発関係区域の住民その他の関係者の代表者の署名押印のあるものでなければならない。

（説明等の状況に関する報告手続）

第8条 条例第18条第7項の規定による開発計画の説明等の状況に関する報告は、別記第3号様式によりするものとする。

(開発計画の協議事項)

第9条 条例第20条第2項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項とする。

- (1) 都市計画法第4条第12項に規定する目的以外の目的で行う開発行為で宅地開発に準ずるもの(以下「宅地等の開発行為」という。) 条例第20条第2項各号
- (2) 林地開発に類する開発行為 条例第20条第2項第1号及び第2号
- (3) 採石法(昭和25年法律第291号)第33条に規定する岩石の採取(以下「岩石の採取」という。)に類する開発行為 条例第20条第2項第1号及び第2号

2 開発行為が前項各号に掲げる開発行為の区分のうち2以上の区分に該当するものであるときは、該当する区分に応じた全ての事項について協議しなければならない。

3 条例第20条第3項の規則で定める技術基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる技術基準とする。

- (1) 宅地等の開発行為 高知県開発許可技術基準
- (2) 林地開発に類する開発行為 高知県森林法施行細則(昭和50年高知県規則第20号)第3条に規定する開発行為の許可の技術基準
- (3) 岩石の採取に類する開発行為 採石技術指導基準書(平成15年版)

(協議後開発計画に係る命令をする場合の審査の内容等)

第10条 条例第23条第1項各号に規定する事業者が協議後開発計画の中止、変更その他必要な措置をとるべきことを命ずる場合の審査の内容は、別表第1に定めるとおりとする。

第11条 条例第23条第2項の規則で定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

- (1) 宅地等の開発行為 条例第23条第2項各号
- (2) 林地開発に類する開発行為 条例第23条第2項第1号及び第2号
- (3) 岩石の採取に類する開発行為 条例第23条第2項第1号及び第2号

2 開発行為が前項各号に掲げる開発行為の区分のうち2以上の区分に該当するものであるときは、該当する区分に応じた全ての事項について審査しなければならない。

3 条例第23条第3項の規則で定める技術基準は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる技術基準とする。

(1) 宅地等の開発行為 高知県開発許可技術基準

(2) 林地開発に類する開発行為 高知県森林法施行細則第3条に規定する開発行為の許可の技術基準

(3) 岩石の採取に類する開発行為 採石技術指導基準書（平成15年版）

4 開発行為が前項各号に掲げる開発行為の区分のうち2以上の区分に該当するものであるときは、該当する区分に応じた全ての技術基準を満たさなければならない。

（協議後開発計画の変更の届出手続）

第12条 条例第24条第1項の規定による協議後開発計画の内容の変更の届出は、別記第4号様式によりするものとする。

2 条例第24条第3項の規則で定める図書は、次に掲げるとおりとする。

(1) 土地利用計画図（縮尺1,000分の1以上）

(2) 前号に掲げるもののほか、変更の内容に関する図書

（協議後開発計画の変更の協議が必要な場合等）

第13条 条例第24条第4項の協議後開発計画の変更が新たな開発行為に当たる場合は、開発行為の目的、規模又は内容、開発区域の位置等の変更により届出済みの協議後開発計画と同一性を失うと認められる場合とする。

2 条例第24条第5項の協議後開発計画の変更の協議が必要な場合は、前項及び次項に規定する場合以外の場合とする。

3 条例第24条第8項の新たな開発計画及び変更開発計画を提出する必要がある場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 事業者又は工事を請け負う者若しくは請け負った者の氏名若しくは名称又は住所の変更

(2) 開発行為の着手の予定年月日の変更

(3) 宅地開発にあつては、設計の変更のうち予定建築物等（都市計画法第30条第1項第2号に規定する予定建築物等をいう。以下この号において同じ。）の敷地の形状の変更。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 予定建築物等の敷地の規模の10分の1以上の増減を伴うもの

イ 住宅以外の建築物（都市計画法第4条第10項に規定する建築物をいう。）又は第一種特定工作物（同条第11項に規定する第一種特定工作物をいう。）の敷地の規模の増加を伴うもので、当該敷地の規模が1,000平方メートル以上となるもの

（変更開発計画の提出手続）

第14条 条例第24条第5項及び第25条第1項の規定による変更開発計画の提出は、別記第5号様式によりするものとする。

2 条例第24条第6項の規則で定める図書は、第5条第2項各号に掲げる図書のうち変更に係る図書とする。

3 条例第24条第6項第5号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事を請け負う者又は請け負った者の氏名又は名称及び住所
- (2) 開発区域の土地に対する法令の規定による指定等の状況
- (3) 開発区域の土地に対する権原取得等の状況
- (4) 安全対策及び防災対策の概要
- (5) 開発行為の着手及び完了の予定年月日
- (6) 開発区域及びその周辺の自然環境及び希少動植物の生息又は生育の状況
- (7) 開発区域及びその周辺の歴史的文化的遺産の状況
- (8) 開発区域周辺の公共施設の状況
- (9) 資金計画

4 第1項の規定による変更開発計画書の提出部数は、それぞれ正本及び副本各1部とする。この場合において、当該開発行為により直接の影響が及ぶ地域が2以上の市町村にわたるときは、副本の部数は、当該市町村の数から1を減じた数を増すものとする。

(措置実施計画の提出手続)

第15条 条例第26条第1項の規定による措置実施計画の提出は、別記第6号様式によりするものとする。

2 条例第26条第2項の規則で定める図書は、第5条第2項各号に掲げる図書のうち実施しようとする必要な措置に係る図書とする。

3 条例第26条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 安全対策及び防災対策の概要
- (2) 開発行為の着手及び完了の予定年月日

(地位の承継の届出手続等)

第16条 条例第27条第2項の規定による事業者の地位の承継の届出は、別記第7号様式によりするものとする。

2 条例第27条第3項の規定による事業者の地位の承継の承認の申請は、別記第8号様式によりするものとする。

(協議後開発計画等の廃止の届出手続)

第17条 条例第28条の規定による協議後開発計画又は開発行為の廃止の届出は、別記第9号様式によりするものとする。

(廃止等に伴う必要な措置の実施計画の提出手続)

第18条 条例第29条第2項(条例第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による必要な措置の実施計画の提出は、別記第10号様式によりするものとする。

(開発行為の休止の届出手続)

第19条 条例第30条第1項の規定による開発行為の休止の届出は、別記第11号様式によりするものとする。

(開発行為の再開の届出手続)

第20条 条例第30条第3項の規定による開発行為の再開の届出は、別記第12号様式によりするものとする。

(開発行為の着手の届出手続)

第21条 条例第34条の規定による開発行為の着手の届出は、別記第13号様式によりするものとする。

(開発行為の完了の届出手続等)

第22条 条例第34条の規定による開発行為の完了の届出は、別記第14号様式によりするものとする。

2 知事は、法令又は他の条例の規定による完了の検査の対象とならない開発行為について、前項の完了の届出があったときは、遅滞なく、当該開発行為が協議後開発計画の内容に適合しているかどうかについて確認を行うものとする。

(長期にわたり着手しない開発行為の報告手続)

第23条 条例第35条第1項の規定による報告は別記第15号様式により、同条第2項の規定による報告は別記第16号様式によりするものとする。

2 条例第35条第1項の規則で定める事項は、着手又は再開の予定時期までの作業計画とする。

(身分証明書)

第24条 条例第37条第3項の身分を示す証明書は、別記第17号様式によるものとする。

(公表の方法)

第25条 条例第38条第2項の規定に基づく公表は、高知県公報による公告その他知事が適当であると認める方法により行うものとする。

(市町村条例の名称の告示)

第26条 知事は、高知県土地基本条例第39条の規定により同条例の規定を適用しないとした市町村の条例について、当該市町村及び当該条例の名称を告示するものとする。

(高知県土地対策協議会における審議事項)

第27条 次に掲げる場合については、高知県土地対策協議会において審議するものとする。

- (1) 条例第17条第1項又は第2項の規定により開発計画の提出があった場合
 - (2) 条例第21条第1項の規定により協議後開発計画の届出があった場合
 - (3) 条例第24条第4項の規定により協議後開発計画の変更が新たな開発行為に当たると認めようとする場合
 - (4) 条例第24条第5項の規定により協議後開発計画の変更の協議が必要であると認めようとする場合
 - (5) 条例第25条第2項の規定により変更開発計画の内容が命令に従ったものであると認めようとする場合
 - (6) 条例第26条第3項の規定により措置実施計画の内容が命令に従ったものであると認めようとする場合
 - (7) 条例第38条第2項の規定により勧告の内容等を公表しようとする場合
 - (8) 条例第40条の規定により損失を補償しようとする場合
 - (9) 第4条第1項第4号の規定により公的な団体であると認めようとする場合
 - (10) 第4条第2項第6号の規定により公共の利益となる開発行為であると認めようとする場合
- (事業者及び関係市町村長に対する通知)

第28条 事業者及び関係市町村長に対して通知する事項は、別表第2に定めるとおりとする。

(委任)

第29条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年6月24日規則第86号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月4日規則第11号)

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

附 則 (平成17年9月30日規則第131号)

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年 9 月15日規則第97号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 7 月29日規則第70号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年 8 月 1 日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年 4 月 1 日規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年 6 月23日規則第55号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年11月16日規則第74号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年10月 8 日規則第29号）

この規則は、令和元年11月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 7 月 9 日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 7 月14日規則第94号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1 （第10条関係）

審査事項	内容
条例に基づく県及び当該開発区域が所在する市町村の土地利用計画に適合しないもの	土地利用計画において、利用目的を明確にし、当該利用目的以外の目的の利用を規制する区域として指定された区域で開発行為をする場合で、当該開発計画が当該土地利用計画の支障となるとき。
事業者の資力及び信用に照らして開発行為の適正な遂行が困難であるもの	1 開発計画に添えられている資金計画に借入金等が計上されているにもかかわらず、借入先の融資証明書等の交付を受けることができないとき。 2 事業者に社会的信用を失わせる違法行為があったとき。
関係市町村長から適正かつ合理的な根拠をもって不適當である	1 市町村の土地利用計画において、利用目的を明確にし、当該利用目的以外の目的の利用を規制する区域として指定さ

旨の意見が出されたもの	れた区域で開発行為をする場合で、当該開発計画が当該土地利用計画の支障となり、不適当である旨の意見が出されたとき。 2 法令等にその根拠を有して、不適当である旨の意見が出されたとき。 3 科学的なデータに基づき、不適当である旨の意見が出されたとき。
開発計画の説明等が、説明計画の全部又は一部について、事業者の責めに帰すべき事由により行われていないもの又は行われたといえないもの	1 事業者がその責めに帰すべき事由により説明計画書に定めた説明の全部又は一部を実施しないとき。 2 説明会を実施した場合においても、次に掲げるとき等事業者の責めに帰すべき事由により開発計画の説明等が行われたといえないとき。 (1) 開発計画に関する重要な内容について説明をしなかったとき。 (2) 開発計画に関し虚偽の説明をしたとき。 (3) 開発関係区域の住民その他の関係者から出された意見、質問等に誠実に回答しなかったとき。

別表第2（第28条関係）

通知事項	通知先
条例第18条第4項の規定に基づき説明計画の変更を命ずる場合	関係市町村長
条例第18条第6項の規定に基づき助言又は勧告をする場合	事業者又は関係市町村長
条例第18条第7項の規定により開発計画の説明等が終了した旨の報告を受けた場合及び同条第8項の規定により開発計画の説明等の実施を求める場合	関係市町村長
条例第20条第1項又は第2項の規定に基づき助言又は勧告をする場合並びに同条第4項の規定により助言及び勧告をしない旨の通知をする場合	関係市町村長
条例第21条第4項の規定により開発計画を協議後開発計画とみなした旨の通知をする場合	関係市町村長

条例第22条の規定により協議後開発計画についての意見が出された場合	事業者
条例第23条第5項の規定により命令をする旨及び理由を通知する場合並びに同条第6項の規定により命令をしない旨の通知をする場合	関係市町村長
条例第24条第1項の規定により協議後開発計画の変更の届出があった場合、同条第4項の規定により新たに開発計画が提出された場合、同条第5項の規定により変更開発計画が提出された場合及び同条第7項ただし書又は第8項の規定により手続を行う必要がない旨を通知する場合	関係市町村長
条例第25条第1項の規定により変更開発計画が提出された場合及び同条第2項の規定により変更開発計画の内容が変更命令に従ったものであると認める旨の通知をする場合	関係市町村長
条例第26条第1項の規定により措置実施計画が提出された場合及び同条第3項の規定により措置実施計画の内容が措置命令に従ったものであると認める旨の通知をする場合	関係市町村長
条例第27条第2項の規定により事業者の地位を承継した旨の届出があった場合及び同条第3項の規定により事業者の地位の承継の承認申請がなされた場合	関係市町村長
条例第28条の規定により協議後開発計画等の廃止の届出があった場合	関係市町村長
条例第29条第2項（条例第31条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき必要な措置の実施計画が提出された場合及び条例第29条第3項（条例第31条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき必要な措置を命ずる場合	関係市町村長
条例第30条第1項の規定により休止の届出があった場合、同条第2項の規定により休止の期間の更新の届出があった場合及び同条第3項の規定により再開の届出があった場合	関係市町村長
条例第34条の規定により開発行為の着手及び完了の届出があった場合	関係市町村長

条例第35条第1項又は第2項の規定により長期にわたり着手又は再開をしない開発行為についての報告があった場合及び同条第3項の規定に基づき開発行為を廃止するよう助言又は勧告をする場合	関係市町村長
条例第36条の規定に基づき開発行為の停止等を命ずる場合	関係市町村長
条例第38条第1項の規定に基づき勧告をする場合	関係市町村長